

## 一般財団法人 高久国際奨学財団

### 令和2年度(2020年) 外国人奨学生募集要項

一般財団法人 高久国際奨学財団

TEL/fax 03-5485-6080

E-mail: [info@takaku-foundation.com](mailto:info@takaku-foundation.com)

#### 1 趣旨

わが国の大学に入学している海外諸国からの留学生のうち、学業人物ともに優秀な**博士課程**の学生で、かつ経済的援助が必要と認められる学生に対して奨学支援を行います。

#### 2 応募資格(令和2年(2020年)4月時点で下記の資格すべてに該当すること)

- (1) 外国の国籍を有し在留資格'留学'の学生。
- (2) 2020年4月時点で日本の大学院博士後期課程在籍(学部生、修士課程不可)または、2020年4月以降の入学が許可されており、在学証明書、合格証明書、入学許可書等、入学の内定を証明できる書類のいずれかを提出できる者。
- (3) 本奨学生となった場合、他の奨学金・助成金等を受けていないこと。
- (4) 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県の大学に在籍する学生。
- (5) 日本語能力試験1級に準ずる会話力及び文章力を有する学生。
- (6) 奨学金支給終了後も当財団と通信等を継続する意思のある者。
- (7) 国際理解と親善に関心を持ち、貢献を意図する学生。
- (8) 月例会(月に1回、土曜日)、財団の定めた行事に必ず出席できる学生。**\* 月例会及び行事への出席は奨学生の義務です。出席できない場合はいかなる理由でも奨学生の資格が取り消しになる場合があります。**
- (9) 月末に400字のレポートを必ず提出できる学生。

#### 3 採用人員

約3名

#### 4 奨学金の額と支給の方法

- 奨学金の支給額 月額 7万円
- 支給期間 2020年4月から2021年3月まで(1年間)
- 奨学金の支給方法 毎月当財団月例会で手渡し

#### 5 奨学金の停止

- 病気その他の事由により勉学または研究を継続する見込みのない場合。
- 学業成績不良の場合。
- 勉学または研究の指導者から勉学または研究の継続に不適格とみなされた場合。
- 素行不良、当財団の名誉を傷つける行為をした場合。
- 支給期間内に博士課程を修了(卒業)した場合。(奨学金の支給は終了した月まで)
- 正当な理由なく月例会、財団の定めた行事を欠席した場合。月例会の出席率が悪い場合。
- レポートの提出期限が守れない場合

## 6 提出書類（書類は返却しません）

\* 書類不備の場合は選考対象外となります

- (1) 奨学金申込書（所定用紙）顔写真を貼付。自筆のこと。パソコン入力不可。  
（所定用紙ダウンロードは[こちら](http://www.takaku-foundation.com/pdf/h31/h31_shinsei_r2.doc)）[http://www.takaku-foundation.com/pdf/h31/h31\\_shinsei\\_r2.doc](http://www.takaku-foundation.com/pdf/h31/h31_shinsei_r2.doc)
- (2) 推薦書（指導教官による。日本語。様式自由。パソコン作成可。封筒は親展とし、指導教官による厳封のこと。）
- (3) 成績証明書
- (4) 在学証明書
- (5) 在留カードのコピー（住所変更した場合は裏面コピーを添付してください）、  
または外国人登録証のコピー
- (6) 住民票（コピー可）
- (7) 作文 2 題 題 1：留学の目的  
題 2：研究の要旨  
（日本語で記入。各 400 字以内、A4 横書きで 1 枚にまとめる）
- (8) 結果連絡用の返信封筒

（長形 3 号 120×235、定型封筒）1 枚（82 円切手貼付、自分の住所氏名記入）

注 推薦書以外の書類は封筒から出して提出してください。

## 7 提出期間

令和元（2019）年 11 月 1 日より 11 月 30 日まで（当日消印有効）

## 8 提出方法

郵送：普通郵便で送ってください。（書留不可）

## 9 提出先

〒106-0031 東京都港区西麻布 4-17-4 高久国際奨学財団 外国人奨学生申込係

## 10 選考方法

- 書類選考
- 面接（書類選考通過者にメールにて日時を通知） 令和 2(2020)年 2 月の土曜日または日曜日を予定。都内某所にて実施。
- 提出された書類と面接結果をもとに、選考委員会の審査を経て理事会にて最終決定  
最終の選考結果は 3 月末までに応募者全員に通知します。

## 11 奨学生の義務

- 奨学金返済の義務はありません。
- ただし、当財団の奨学金受給期間中に他の奨学金または助成金支給を選択した場合は、受給開始月より辞退時までの奨学金を全額返済することとする。
- 毎月月例レポート（400 字程度）を提出し、月例会、行事に参加すること。  
（月例会は月に 1 回、土曜日開催。日程は全員の予定を考慮し決定。）
- 学業に励み、健康に留意し、奨学生にふさわしい態度と行動をとること。
- 本財団の奨学金支給規程、その他の規程を守ること。
  1. 提出された書類は当財団事務局及び選考委員会以外に公表されることはありません。
  2. 合格者名は、各大学、内閣府と特定の民間奨学財団に通知致しますので予めご了承ください。

質問は E-mail: [info@takaku-foundation.com](mailto:info@takaku-foundation.com) にお問い合わせください。